

(1) 精神文化の保全対策に係る検討

\* 第8回検討会資料-3の2より引用、一部改訂

「精神文化の対象」と「保全対象の場所」に対応する「保全の手法」について

<精神文化の対象>

精神文化とは、有形のものばかりでなく、日常生活における無形のものも含めてとらえている



- 伝説・儀礼・所作
- 生物（動物・植物）
- 地形（山・崖・川）

<保全対象の場所>

保全対象は、基本的に平取ダム事業用地内ばかりでなく、沙流川流域全体をとらえている



- 沙流川流域
- 額平川流域
- 平取ダム事業用地



調査の実施

=

記録による保全

<例>

- ・ 報告書への掲載
- ・ データベースの作成
- ・ 展示による紹介など



当事者による継承

=

人々が先祖を思う記憶（心）  
や祈りの行為による  
保全

<例>

- ・ 親族の継承
- ・ 啓発資料の作成
- ・ 学習機会の創出
- ・ 現地での紹介
- ・ 伝承者の育成
- ・ 儀礼行事の実施など

調査結果の活用により  
精神文化の啓発を促進



祈りのための拠り所となる  
場とその適切な役割を創出

=

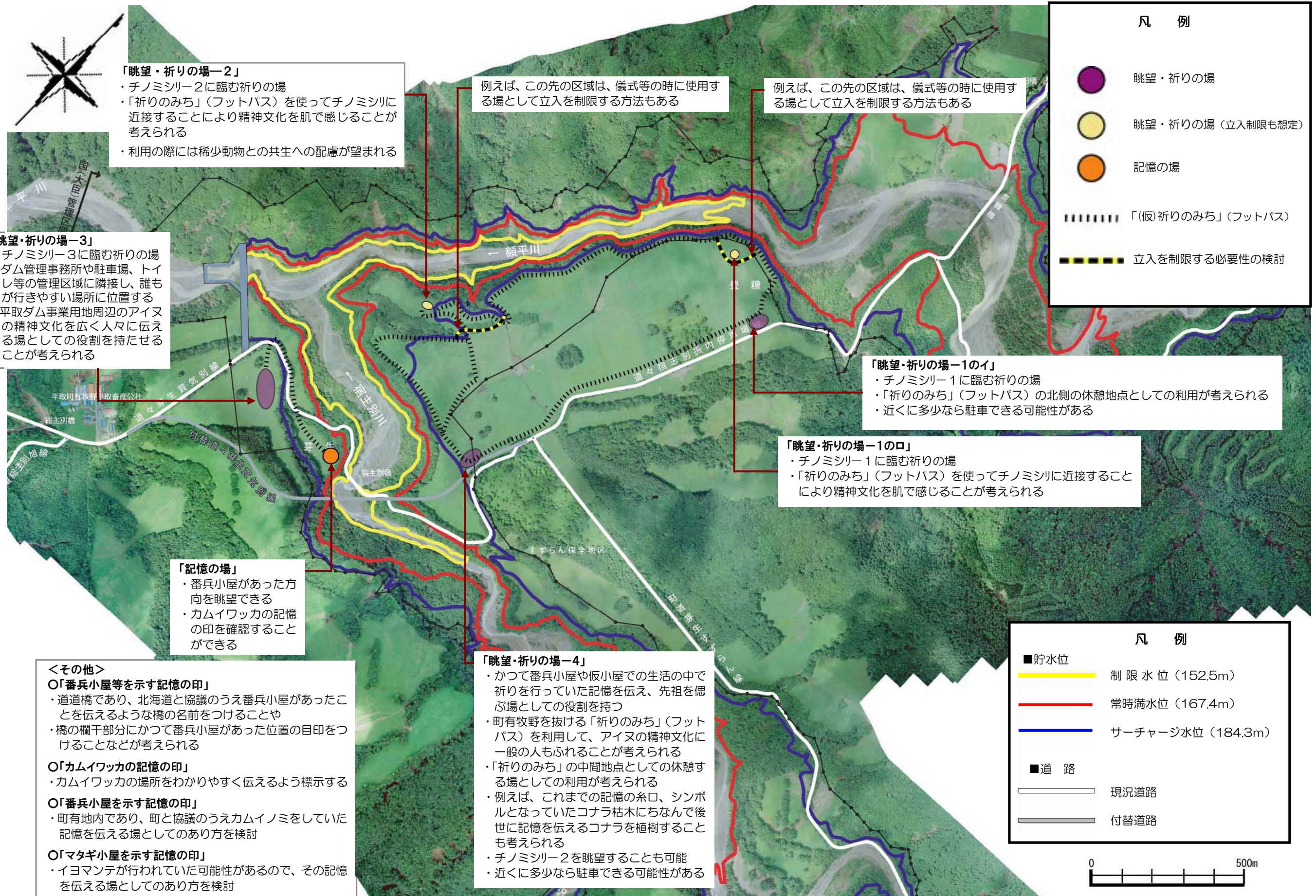
祈りの場による保全

<例>

- ・ 記憶を伝える印
- ・ 記憶を知らせる解説
- ・ 儀礼のための場
- ・ 祈りの広場
- ・ 祈りの道 など



「祈りの場による保全」の保全対策イメージ(案)



**「眺望・祈りの場-2」**  
 ・チノミシリー2に臨む祈りの場  
 ・「祈りのみち」(フットパス)を使ってチノミシリーに近接することにより精神文化を肌で感じることが考えられる  
 ・利用の際には稀少動物との共生への配慮が望まれる

例えば、この先の区域は、儀式等の時に使用する場として立入を制限する方法もある

例えば、この先の区域は、儀式等の時に使用する場として立入を制限する方法もある

**「眺望・祈りの場-3」**  
 ・チノミシリー3に臨む祈りの場  
 ・ダム管理事務所や駐車場、トイレ等の管理区域に隣接し、誰もが行きやすい場所に位置する  
 ・平取ダム事業用地周辺のアイヌの精神文化を広く人々に伝える場としての役割を持たせることが考えられる

**「眺望・祈りの場-1のイ」**  
 ・チノミシリー1に臨む祈りの場  
 ・「祈りのみち」(フットパス)の北側の休憩地点としての利用が考えられる  
 ・近くに多少なら駐車できる可能性がある

**「眺望・祈りの場-1のロ」**  
 ・チノミシリー1に臨む祈りの場  
 ・「祈りのみち」(フットパス)を使ってチノミシリーに近接することにより精神文化を肌で感じることが考えられる

**「記憶の場」**  
 ・番兵小屋があった方向を眺望できる  
 ・カムイワッカの記憶の印を確認することができる

**「眺望・祈りの場-4」**  
 ・かつて番兵小屋や仮小屋での生活の中で祈りを行っていた記憶を伝え、先祖を偲ぶ場としての役割を持つ  
 ・町有牧野を抜ける「祈りのみち」(フットパス)を利用して、アイヌの精神文化に一般の人にもふれることが考えられる  
 ・「祈りのみち」の中間地点としての休憩する場としての利用が考えられる  
 ・例えば、これまでの記憶の糸口、シンボルとなっていたコナラ枯木にちなんで後世に記憶を伝えるコナラを植樹することも考えられる  
 ・チノミシリー2を眺望することも可能  
 ・近くに多少なら駐車できる可能性がある

**<その他>**  
**○「番兵小屋等を示す記憶の印」**  
 ・道道橋であり、北海道と協議のうえ番兵小屋があったことを伝えるような橋の名前をつけることや  
 ・橋の欄干部分にかつて番兵小屋があった位置の目印をつけることなどが考えられる  
**○「カムイワッカの記憶の印」**  
 ・カムイワッカの場所をわかりやすく伝えるよう標示する  
**○「番兵小屋を示す記憶の印」**  
 ・町有地内であり、町と協議のうえカムイノミをしていた記憶を伝える場としてのあり方を検討  
**○「マタギ小屋を示す記憶の印」**  
 ・イヨマンテが行われていた可能性があるため、その記憶を伝える場としてのあり方を検討

**凡 例**  
 ■貯水位  
 制限水位 (152.5m)  
 常時満水位 (167.4m)  
 サーチャージ水位 (184.3m)  
 ■道路  
 現況道路  
 付替道路





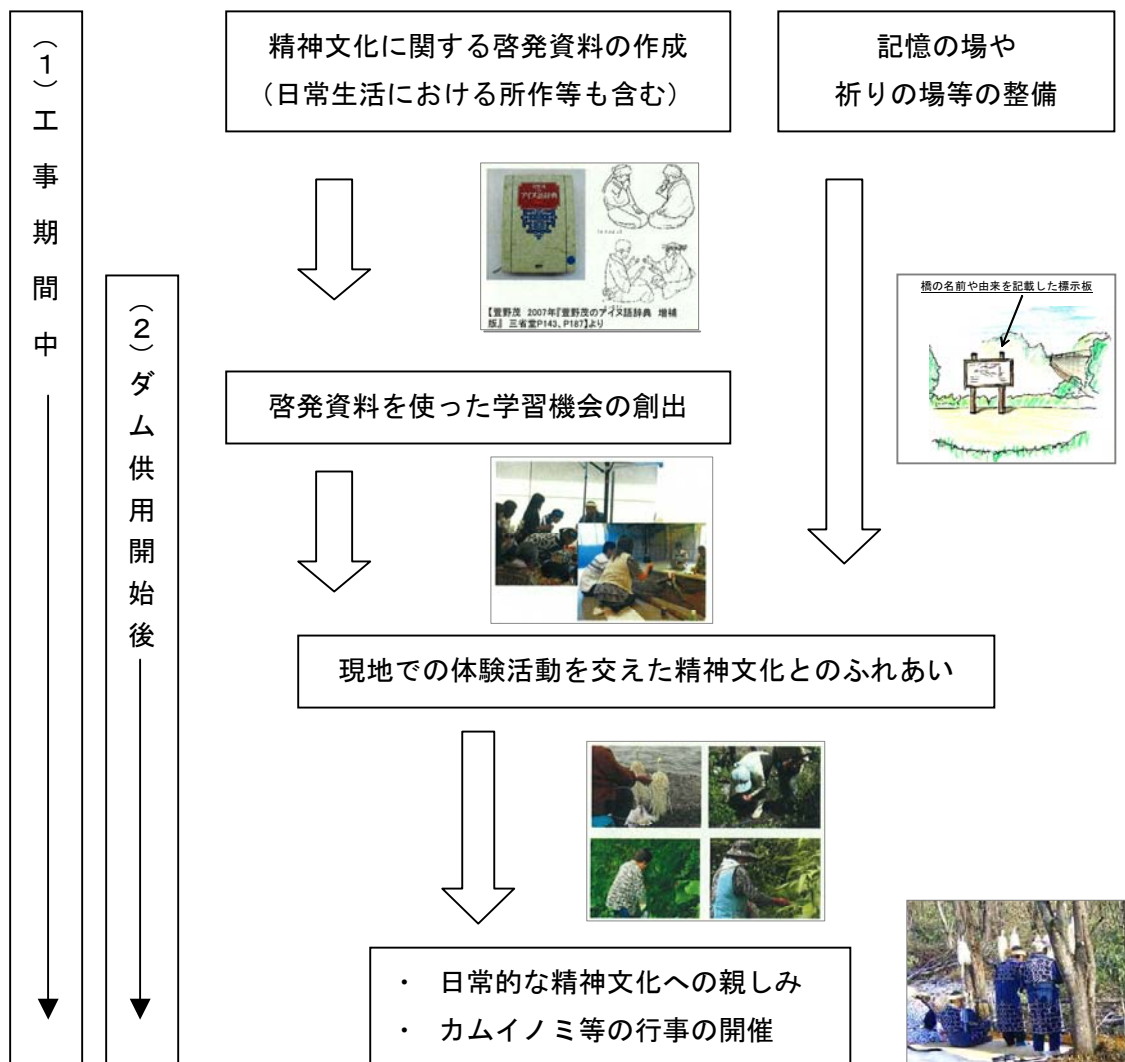
## 〔精神文化の保全対策に係る取り組みイメージの例〕

## ◆実施時期と実施方法の想定

- 工事期間中(1)に保全対策が段階的に進展していくものと、工事期間中の準備的期間を経て、ダム供用開始後(2)に継続的に取り組みが行われていくものが考えられる。
- 工事期間中は、ダム事業者による調査活動を基本に、精神文化に関する啓発資料の作成や、儀礼の体験・学習の機会づくりを進め、併せて記憶の場や祈りの場の整備等について、平取町、関係者の協力を得ながら取り組みを行う。
- さらに、ダム工事期間中ならびにダム供用開始後に、アイヌ文化の担い手の参画を得て、精神文化の継承とカムイノミ等の儀礼行事の開催等に取り組む。

## 【時期の想定】

## 【保全対策としての取り組みの一例】



（出典：上記7点の写真は、第7回検討会資料-3①より引用）